

政治資金規正法の一部を改正する法律案要綱

第一 政党以外の政治団体による不動産及び有価証券等の取得等の制限

一 不動産の取得等の制限

政党以外の政治団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならないものとする。 (第八条の四第一項関係)

二 有価証券等の取得等の制限

政党以外の政治団体は、株券その他の有価証券その他の主として金銭等の運用の対象となるものとして総務省令で定めるもの (第五の一三において「有価証券等」という。) を取得し、又は保有してはならないものとする。 (第八条の四第二項関係)

第二 収支報告書の記載

一 光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費についての支出の明細の記載の義務付け

経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費について、収支報告書に、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日 (三において「支出の明細」という。) を記載し

なければならないものとする。

(第十二条第一項第二号イ関係)

二 人件費についての人数の記載の義務付け

経常経費のうち人件費について、収支報告書に、当該人件費の支出を要することとなった業務に従事した者の数を記載しなければならないものとする。

(第十二条第一項第二号ロ関係)

三 支出の明細の記載を義務付ける支出の基準額の引下げ

収支報告書に支出の明細を記載しなければならない支出の基準額を、現行の一件五万円以上から一件一万円超に引き下げるものとする。

(第十二条第一項第二号イ関係)

第三 領収書等の徴収及び領収書等の写しの収支報告書への添付

一 光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費についての領収書等の写しの収支報告書への添付の義務付け

経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費について、収支報告書の提出の際に、領収書等の写しを併せて提出しなければならないものとする。

(第十二条第二項関係)

二 領収書等の徴収及び領収書等の写しの収支報告書への添付を義務付ける支出の基準額の引下げ

領収書等を徴さなければならない支出の基準額及び収支報告書の提出の際に領収書等の写しを併せて

提出しなければならない支出の基準額を、現行の一件五万円以上から一件一万円超に引き下げるものとする。
(第十一条第一項及び第十二条第二項関係)

第四 会計帳簿等の保存期間等の延長

一 会計帳簿等の保存期間の延長

会計帳簿、明細書及び領収書等その他保存を義務付けられている通知に係る文書について、保存期間を現行の三年から五年に延長するものとする。
(第十六条及び第十九条の三第二項関係)

二 収支報告書等の保存期間及び閲覧期間の延長

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出された収支報告書及び監査意見書について、保存期間及び閲覧を請求することのできる期間を現行の三年から五年に延長するものとする。
(第二十条の二関係)

第五 その他

一 施行期日等 (附則関係)

1 この法律は、平成二十年一月一日から施行するものとする。ただし、第一及び第四並びに 2、

3及び5については、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとする
と。

2 第一の一による改正後の政治資金規正法第八条の四第一項の規定は、第一の一の施行の日前から引き続き所有している不動産（当該不動産に関連して第一の一の施行の日から一年以内に取得する建物又は敷地の借地権等を含む。）については、適用しないものとするとともに、当該不動産については、現行の記載事項（所在及び面積並びに取得の価額及び年月日）に加え、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければならないものとする。

3 第一の二による改正後の政治資金規正法第八条の四第二項の規定は、第一の二の施行の日前から引き続き所有している有価証券等については適用しないものとするとともに、当該有価証券等については、現行の記載事項（取得の価額及び年月日等）に加え、保有の目的を収支報告書に記載しなければならないものとする。

4 第二及び第三による改正後の政治資金規正法第十一条並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、平成二十年一月一日以後の収入及び支出に係る収支報告書等から適用するものとする。

5 第四による改正後の政治資金規正法第十六条、第十九条の三第二項及び第二十条の二の規定は、第四の施行の日の前日までに保存すべき期間が満了していない会計帳簿、明細書及び領収書等、収支報告書及び監査意見書等についても適用するものとする。

二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。